



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 4 月 16 日(木)

社会保険「130万円の壁」の 認定が雇用契約ベースに

社会保険「年収 130 万円の壁」とは

税金に関する年収の壁は、住民税が課税される最低年収が 100 万円から 110 万円に、所得税が課税される最低年収が 103 万円から 178 万円に引き上げられたことをご存じと思います。

一方、社会保険の扶養認定基準である年収の壁は、①106 万円（社会保険被保険者を 51 名以上雇用する企業）と②130 万円（①以外で法人個人や企業規模を問わない）の 2 種類あります。

①は時給 1,016 円以上で、週 20 時間・年 52 週で計算すると 106 万円を上回るため、地域別最低賃金の全国最低額が 1,023 円となったことから、106 万円の金額基準は近々廃止されることになっています。②の 130 万円の金額基準に変更はありません。

「130 万円の壁」認定が契約ベースに変更

年収「130 万円の壁」は、金額基準に変更はありませんが、2026（令和 8）年 4 月以降、認定方法が変更となります。

従来は、実際に年収 130 万円を超えるか、今後 1 年で超えると見込まれる場合、社会保険の扶養から外されていました。そのため、特に年末が近づくと、パート社員による出勤日や出勤時間を減らす就業調整が行

われ、人手不足に拍車が掛かっていました。

今後は、労働条件通知書や雇用契約書上の就業時間で年収 130 万円未満となる契約内容であれば、残業で 130 万円を超えたとしても、社会保険の扶養は継続されます。

認定方法の変更で注意すべき点

パート社員から労働条件通知書や雇用契約を見直したいとの申し出が多くなると思われませんが、いくつか注意が必要です。

まず、年収 130 万円の金額は、税金の壁と異なり、通勤手当を含めた額となることです。つまり、パート社員によって契約上の就業時間を調整する必要があります。

また、所定外労働の扱いは、厚生労働省の Q&A では、「臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合」との条件が具体的な金額基準なしで付されています。

そのため、保険者（協会けんぽや健康保険協会）によって判断基準が異なると思われるので、事前の確認が必要となります。



契約ベースは
わかりやすい
し、130 万円
を少し超えて
も大丈夫！